

鹿 児 島 県 公 報

令和元年9月27日（金）第42号



発行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編集 総務部学事法制課
定例発行日（毎週火，金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

○県税の収納事務の委託に係る告示事項の変更	（税務課取扱い）	1
○保安林の指定（3件）	（森づくり推進課取扱い）	1
○保安林の指定予定の通知	（森づくり推進課取扱い）	3
○救急病院等の認定	（保健医療福祉課取扱い）	3
○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定	（水産振興課取扱い）	3
○ふ化業者の登録	（畜産課取扱い）	3
○堤防と道路との兼用工作物管理協定の締結	（河川課取扱い）	4
○令和元年度自衛官の募集	（危機管理課取扱い）	4

公 告

○令和2年度鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査の申請期間等に関する公告	（監理課取扱い）	5
○一般競争入札公告	（管財課取扱い）	5

県立病院局企業管理規程

○県立病院局組織規程の一部を改正する規程（※）	（県立病院課取扱い）	8
-------------------------	------------	---

告 示

鹿児島県告示第389号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により委託した県税の収納の事務について、次のとおり変更する。

令和元年9月27日

鹿児島県知事 三反園訓

委託の相手方	変更事項	変 更 内 容		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
東京都千代田区紀尾井町1番3号 P a y P a y株式会社	委託の相手方	東京都千代田区紀尾井町1番3号 ヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号 P a y P a y株式会社	令和元年9月30日

鹿児島県告示第390号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和元年9月27日

鹿児島県知事 三反園訓

- 保安林の所在場所
南さつま市金峰町中津野字堂町1228番5・1228番6・1229番1・1229番2・1231番・1232番・1257番・字野村原1311番4・1311番6（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第391号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和元年9月27日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林の所在場所

指宿市新西方字論平2232番，字開平2254番5，2254番6，2258番1，2258番5

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び指宿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第392号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和元年9月27日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林の所在場所

南九州市穎娃町郡字錦谷10041番，字鬼ノ穴10051番1，10057番

2 指定の目的

落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字錦谷10041番・字鬼ノ穴10057番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐は、択伐による。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第393号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和元年9月27日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
阿久根市大川字西谷3266番9，3267番，3268番9，3269番324
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第394号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和元年9月27日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
加世田病院	南さつま市加世田唐仁原1181番地

- 2 認定の有効期限
令和4年9月30日

鹿児島県告示第395号

肝属郡南大隅町佐多郡2652番地4号 今針山隆及び肝属郡南大隅町佐多馬籠884番地4号 田中貢からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和元年9月27日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 南大隅町佐多岬区域（肝属郡南大隅町佐多馬籠（片之坂を除く。）、佐多郡及び佐多辺塚の地区）
- 2 区分 ぶり飼付漁業

鹿児島県告示第396号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、ふ化業者を次のとおり登録した。

令和元年9月27日

鹿児島県知事 三反園訓

登録番号	登 録 年 月 日	登 録 の 有効期限	ふ化業者の名称及び住所	ふ化場の名称及び所在地
鹿ふ登第 1の1号	令和元年 9月21日	令和4年 9月20日	株式会社ジャパンファーム 曾於郡大崎町益丸651番地	株式会社ジャパンファーム ムチキン事業本部生産部 第一孵卵場 曾於郡大崎町野方3887番地 株式会社ジャパンファーム ムチキン事業本部生産部 第二孵卵場 曾於郡大崎町野方3887番地

鹿児島県告示第397号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定による兼用工作物の管理の方法についての協議に基づき、次のとおり道路法（昭和27年法律第180号）第16条第1項の規定により道路の管理を行う者が河川管理施設の管理を行う。

なお、その関係図書は、鹿児島県土木部河川課及び鹿児島県大島支庁徳之島事務所総務課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年9月27日

鹿児島県知事 三反園訓

1 河川の名称、河川管理施設の名称及び河川管理施設の位置

河川の名称	河川管理施設 の名称	河 川 管 理 施 設 の 位 置
二級河川 大瀬川水系 大瀬川	左岸堤防	大島郡徳之島町亀津字田袋2639番2地先から同大字字満久里2000番2地先まで

2 兼用工作物となる道路の種類及び路線名

種 類 徳之島町道

路線名 第2満久里環線

3 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 徳之島町

住 所 大島郡徳之島町亀津7203番地

代表者 徳之島町長 高岡秀規

4 管理の内容

(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持

(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

5 管理の期間

令和元年9月27日から道路の存続する日まで

鹿児島県告示第398号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和元年度第4次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和元年9月27日

- 1 募集種目
 - (1) 男子
自衛官候補生
 - (2) 女子
自衛官候補生
- 2 募集期間
 - (1) 男子
令和元年10月1日から同年11月18日まで
 - (2) 女子
令和元年10月1日から同年11月18日まで
- 3 試験期日
令和元年11月30日
- 4 応募年齢
令和2年4月1日において18歳以上
令和2年6月30日において33歳未満の者
- 5 試験場の位置及び名称

試験場の位置	試験場の名称
霧島市国分福島二丁目4番14号	陸上自衛隊国分駐屯地
奄美市名瀬永田町17番3号及び奄美市名瀬大字大熊266番地49	鹿児島県大島支庁及び陸上自衛隊奄美駐屯地

- 6 応募手続
 応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提出すること。
 なお、志願票は、各市町村において交付する。

公 告

令和2年度鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査の申請期間等に関する公告

鹿児島県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査要綱（平成21年鹿児島県告示第485号）第7条の規定により、定期の入札参加資格の審査の申請期間等について、次のとおり公告する。

令和元年9月27日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 県内に本店を有する者

場 所	日 時	
	年 月 日	時 間
鹿児島県庁（行政庁舎）会議室（鹿児島市鴨池新町10番1号）	令和元年10月15日から同年11月1日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）	9：00～16：30

- 2 県外に本店を有する者

場 所	日 時	
	年 月 日	時 間
鹿児島県庁（行政庁舎）会議室（鹿児島市鴨池新町10番1号）	令和元年11月18日から同年12月5日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）	9：00～16：30

.....
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和元年9月27日

鹿児島県知事 三反園訓

1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称及び数量
空間放射線量測定局（第1測定局）用非常用発電機 一式
- (2) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
入札説明書による。
- (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 開札時に物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けている者でないこと。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和元年9月27日から同年10月11日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

- (3) 入札書の提出方法
(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。
- (4) 入札書の提出期限
令和元年11月11日午前11時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）
- (5) 開札の日時及び場所
ア 日時 令和元年11月11日午後1時30分
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎8階）管財課入札室
- (6) 入札説明書
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
(2)及び(4)に同じ。
- 5 契約条項を示す場所及び期限
4の(2)及び(4)に同じ。
- 6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (2) 契約保証金
契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
なお、契約保証金は、契約履行後還付する。
ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- 8 入札の無効
次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 10 最低制限価格
設定しない。
- 11 契約書案の提出
落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643
- 13 その他
この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 14 SUMMARY
- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:
Emergency Generator for the Monitoring Station(the first Station) of Spatial Radiation Dose:
1set
- (2) DELIVERY PERIOD:
Specified in the bid explanation form
- (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
11:00 a.m. 11 November 2019
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Property Management Division
Treasury Bureau
Kagoshima Prefectural Government
10-1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan
TEL 099-286-3826
FAX 099-286-5643

県立病院局企業管理規程

県立病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年9月27日

鹿児島県県立病院事業管理者 福元俊孝

鹿児島県県立病院局企業管理規程第1号

県立病院局組織規程の一部を改正する規程

県立病院局組織規程（平成18年鹿児島県県立病院局企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項の表中

「

神経内科部長	神経内科診療等に関する事務
--------	---------------

」を
「

脳神経内科部長	脳神経内科診療等に関する事務
---------	----------------

」に改める。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。